

2. 道路特定財源の一般財源化

【改革のポイント】

「道路特定財源等に関する基本方針」³⁴に基づき、道路特定財源制度は平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す。

【具体的手段】

- ・道路特定財源制度は、道路特定財源等に関する関係閣僚会議における具体化の検討を踏まえ、平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する。
- ・暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、平成20年の税制抜本改革時に検討する。
- ・道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に新たな整備計画を策定し、平成20年度道路予算の執行にも厳格に反映する。
- ・道路事業は、経済社会状況の最新のデータに基づいたPDCAの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施する。

3. 歳出・歳入一体改革の推進

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ³⁵、さらに、2010年代半ばにかけては、債務残高GDP比を安定的に引き下げるなど、「進路と戦略」³⁶に定められた中期的な財政健全化の目標³⁷を確実に達成する。

³⁴ 「道路特定財源等に関する基本方針」（平成20年5月13日閣議決定）。

³⁵ 「基本方針2006」においては、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額を要対応額として、「歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。」こととしている。

³⁶ 「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定）及び「日本経済の進路と戦略―開かれた国、全員参加の成長、環境との共生―」（平成20年1月18日閣議決定）

³⁷ 「まずは2011年度（平成23年度）には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する。財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。」「2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。」

【改革のポイント】

1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく³⁸、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。
2. 重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。
3. 以上の歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

【具体的手段】

- ・「進路と戦略」で示した予算編成の原則³⁹に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」など、規律ある財政運営を行う。
- ・「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認する。
- ・2010年代半ばに向けた目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行う。

なお、「基本方針2006」に示されたとおり、平成23年度までの5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

³⁸ 「基本方針2007」で示された公共投資の新たなコスト縮減計画として、「公共事業コスト構造改善プログラム」（平成20年5月1日）が策定されている。

³⁹ 原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。

原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。

原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。

原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。

原則5：国民への説明責任を徹底する。

4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項）

消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、平成16年年金改正法、「基本方針2006」及び「基本方針2007」や平成20年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」等を踏まえる。また、社会保障と税について一体的に改革する必要があり、「進路と戦略」で示した「安心・持続のための5原則」⁴⁰に沿って議論を進める。

【改革のポイント】

1. 生産性向上を促し、成長力を強化する。
2. 税制が社会保障とともに再分配機能を適切に果たすようにし、世代間・世代内の公平を確保する。
3. 少子高齢化の下で、社会保障を支える安定的な財源を確保する。
4. 低炭素化促進の観点から税制全般を見直す。

【重点事項】

税体系の抜本的な改革に当たっては、以下の課題を踏まえ検討する。

（1）成長力強化

- ・対日直接投資を含め企業の国際的立地選択を阻害しないよう、法人の税負担水準について、国際的状况を念頭におき、課税ベースの拡大を含めて対応する。その際、社会保険料を含む実質的な企業負担にも留意する。
- ・労働に対する中立性が確保されるよう、税制の在り方について社会保障制度等と合わせて見直す。

（2）世代間・世代内の公平の確保

- ・老後の資産形成に資するよう、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討する。
- ・税制と社会保障給付を一体的に切れ目なく設計し、必要な人に必要な支援をきめ細かく行うため、控除制度の在り方や既存施策との関連など、その課題の検討に着手する。
- ・格差の固定化の防止や老後扶養の社会化への対処といった今日的課題も踏まえ、資産課税（相続税）を総合的に見直す。

（3）社会保障を支える安定的な財源の確保

人口減少・少子高齢化の下においても、あらゆる世代で広く負担を分かち合い、社会保障をしっかりと支える安定的な財源を確保する。

（4）低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し

道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭

⁴⁰ 原則1：経済活力の向上、原則2：受益と負担の世代間格差の是正、原則3：社会保障と税の一体的・整合的見直し、原則4：制度の信頼性・透明性、原則5：中長期的な財政健全化との両立

素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。

(5) 納税者番号の導入に向けた検討

納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

社会保障は、国民生活を支えるセーフティネットである。少子高齢化等の課題に対処するため、2000年代に入り次々に制度改革が行われてきた。その中で、十分対応できなかった問題や改革の過程で新たに生じた問題もある。すべての人が安心して暮らせるよう、社会保障国民会議における議論も踏まえ、制度の持続可能性を高めるとともに、社会保障の機能を強化し、国民に信頼される制度とする。

【改革のポイント】

社会保障サービスや供給体制について、ムダや非効率がないか全般にわたる見直しを行いつつ、医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度の運用改善などの重要課題に対しては必要な取組を行い、国民の安心を確保する。

【具体的手段】

(1) 現行制度の効率化と持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立

- ・ 現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」⁴¹に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化（レセプト・オンライン化等）の推進、社会保障カード（仮称）の導入⁴²、公立病院改革等を行う。
- ・ 社会保障全体にわたって制度を点検し、必要な改革を行う。
- ・ 上記の効率化の努力を行いつつ、将来にわたり持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立に向け取り組んでいく。

(2) 重要課題への対応

① 質の高い医療・介護サービスの確保

- ・ ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う。また、産科・小児科を

⁴¹ 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（平成19年5月15日）

⁴² 「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日）において、「2011年度中を目途に社会保障カード（仮称）を実現するため、2008年度中を目途に、当該カードの発行等に係るシステムの基本計画等を検討する」とされている。

始めとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援、関係職種間の役割分担の見直し、メディカルクラークの配置等を進めるほか、診療科間、地域間の配置の適正化について現行の仕組みにとらわれない効果的な方策を講ずる。その際、これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方⁴³を確立する。さらに、今後は、在宅医療等地域で支える医療の推進、医療者と患者・家族の協働の推進など、国民皆で支える医療を目指して、改革を進める。

- ・長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定⁴⁴に沿って、対策を講ずる。
- ・介護・福祉サービスを支える人材の確保のため、介護従事者等について、キャリアアップの仕組みの導入や資格・経験を踏まえた適切な評価などにより、処遇の改善に取り組む。

② 持続可能な年金制度の構築

- ・年金記録問題について、「ねんきん特別便」の送付などの取組を着実に進め、信頼を確立する。
- ・社会保険庁を廃止して「日本年金機構」を設立し、意欲と能力のある人材による国民に信頼される組織を構築する。
- ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。
- ・基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年改正法」⁴⁵に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げる。

③ 総合的な少子化対策の推進

- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等⁴⁶に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

④ 福祉施策や健康対策等の推進

- ・障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。
- ・「がん対策推進基本計画」⁴⁷に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。難病対

⁴³ 「財政構造改革の推進について」（平成 9 年 6 月 3 日閣議決定）において、「大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。」とされているが、早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。

⁴⁴ 「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成 20 年 6 月 12 日）

⁴⁵ 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）

⁴⁶ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成 19 年 12 月 27 日）、「新しい少子化対策について」（平成 18 年 6 月 20 日）等

⁴⁷ 「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月 15 日閣議決定）

策や肝炎対策を一層推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。

- ・薬害再発防止のため、医薬品行政を見直す。
- ・「自殺総合対策大綱」⁴⁸に基づき、10年間で自殺率を20%以上減少させる。また、最近の自殺の動向を踏まえ、同大綱を見直す。

⑤ 「健康現役社会」への挑戦

- ・高齢者の雇用・社会参画の機会拡大のため、「新雇用戦略」を推進する。
- ・企業OBを始めとする高齢者の豊かな知恵と経験を、中小企業や地域社会、海外にいかすための取組を進める。
- ・安心できる長寿生活の実現に向けて、家族や地域社会における支え合いを強化するとともに、リバースモーゲージの普及など老後の資産活用を図る。
- ・革新的医薬品・医療機器、福祉機器及び高齢者等を支援するロボット技術の開発・普及を進める。

上記の課題のうち、重要政策として平成21年度に取り組む必要のあるものについては、財政健全化と両立させる観点から、まずは、一般会計や特別会計を通じたムダ・ゼロと政策の棚卸しによって財源をねん出し、それに充てることとする。

2. 未来を切り拓く教育

- ・教育基本法⁴⁹の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。
- ・新たに策定する「青少年育成施策大綱」に基づき、青少年の健全育成を図る。
- ・オリンピック招致の取組や国際競技力の向上などスポーツを振興し、日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。
- ・「食育推進基本計画」⁵⁰に基づき、国民運動として食育を推進する。
- ・幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

⁴⁸ 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)

⁴⁹ 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

⁵⁰ 「食育推進基本計画」(平成18年3月31日)

3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

- ・日本を「世界一安全な国」とするため、良好な治安を実現するとともに、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める。
- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」⁵¹等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込み詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成20年末までに策定する。
- ・再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。
- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」⁵²に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛調達等の改革を実施し、効率的な防衛力の整備を推進するほか、国民保護施策を展開する。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」⁵³を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。
- ・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。
- ・「第8次交通安全基本計画」⁵⁴に基づく取組を引き続き着実に実施し、交通事故の一層の減少等を通じ交通安全の確保を図る。
- ・ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。
- ・司法制度改革の一環として、平成21年5月に始まる裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護士報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対応する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」⁵⁵を着実に実施する。

⁵¹ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日）

⁵² 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）

⁵³ 「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日）

⁵⁴ 「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日）

⁵⁵ 「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日）

- ・「宇宙基本法」⁵⁶及び「地理空間情報活用推進基本法」⁵⁷を踏まえ、我が国の総合的な安全保障も視野に入れ、宇宙の開発利用、産業化を総合的かつ計画的に実施するとともに、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供及び共有、先端的な研究開発等を推進する。
- ・安全・安心でゆとりある住生活空間を目指し、「住生活基本計画」⁵⁸に基づき、高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保、住宅の耐震化、老朽マンションの再生等を図る。住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。
- ・都市部における地籍整備を推進する。

4. 資源・エネルギーの安定供給

- ・原油価格の高騰や需要の増大等内外情勢も踏まえ、資源・エネルギーの安定供給を図るため、戦略的な資源・エネルギー政策を実施する。
- ・「資源確保指針」⁵⁹に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。
- ・E E Z⁶⁰等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」⁶¹に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。
- ・我が国の水資源の確保を図るため、干ばつ・渇水対策等を着実に実施する。また、世界の水危機解決に貢献を行う観点から、官民連携も図りつつ、「水の防衛隊」⁶²の派遣等を行う。

(原油価格高騰への抜本的対策)

- ・国民生活の深刻な状況を踏まえ、平成19年12月の緊急対策に引き続き、中小企業及び漁業、農林業、運送業等への対策、離島など地方の生活への対策、省エネ・新エネ対策及び生活関連物資の価格監視等を実施する。また、需給問題や投機資金等国际的な動向にも配意しつつ、市場の安定化に向け、国際的な働きかけを行う。

⁵⁶ 「宇宙基本法」(平成20年法律第43号)

⁵⁷ 「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号)

⁵⁸ 「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月19日閣議決定)

⁵⁹ 「資源確保指針」(平成20年3月28日閣議了解)

⁶⁰ E E Z (Exclusive Economic Zone: 排他的経済水域)

⁶¹ 「海洋基本計画」(平成20年3月18日閣議決定)

⁶² アフリカ等に派遣される地下水開発等水に関する専門家

5. 食料の安定供給と食の安全の確保

- ・ 国際的な食料価格の高騰等を踏まえ、食料安全保障を確立するため、食料供給力を強化する。
- ・ 食料自給率の向上に向け、水田を最大限に活用するため、主食用米の需要拡大、「米粉」や飼料用米等の新たな米利用の本格化、麦、大豆等の需要に応じた生産体制の強化等に取り組むとともに、国産ニーズの高い野菜等の供給体制整備、農業用水の確保、食料需給情報の収集・分析の強化を行う。また、周辺水域の水産資源回復、漁場環境の保全等により、水産物の安定供給を確保する。
- ・ 世界の食料需給安定化に向け、「FAOハイレベル会合」宣言⁶³等を踏まえ、緊急的な食料支援、中長期的な農業技術支援等を実施する。
- ・ 適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。地域の暮らしを守る鳥獣害対策を展開する。

第6章 平成21年度予算の基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・ 我が国経済は、原油価格が高騰し米国経済が減速する中で、回復が足踏み状態にあるが、このところ一部に弱い動きが見られる。地域の経済状況にはばらつきが見られる。平成20年度においては、住宅投資の回復に加え、年度後半には世界経済が減速から回復に向かうと見られることから、成長を緩やかに高めていくと見込まれる。平成21年度においては、こうした世界経済の回復の下、物価が緩やかに上昇する中で、企業部門に加え雇用・所得環境の改善から家計部門も緩やかに回復し、民間需要中心の経済成長になることが期待される。
- ・ ただし、米国の景気後退懸念や原油・穀物価格の高騰などに見られるリスク要因には十分注視する必要がある。
- ・ 人口が減少する中で、働き手を増やし生産性を向上させるとともに、「開かれた国づくり」を進め、持続的な経済成長を確保する。このため、「経済成長戦略」を戦略的、重点的に実行するなど、本「基本方針2008」に基づき、改革への取組を加速・深化する。
- ・ 民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する次の基本的視点を共有する。

⁶³ 「FAOハイレベル会合」宣言（平成20年6月5日「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言：気候変動とバイオエネルギーがもたらす課題」）

- ① 民需主導の持続的成長を実現する
- ② 物価の安定を実現する
- ③ 中期的な課題と整合的な政策運営を行う
- ④ 透明性と説明責任を徹底する

このことを前提に、日本銀行には、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、適時適切な金融政策を行うことを期待する。

- ・ 経済状況やリスクの高まりに対して、必要なことについては、迅速に手を打っていくとともに、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 平成 21 年度予算の方向

平成21年度予算は、「基本方針2006」で示した5年間の歳出改革の3年目に当たる。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。予算編成の原則を引き続き遵守するとともに、ムダ・ゼロに向けた見直しを断行し、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。

(1) メリハリの効いた予算編成

- ・ 上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。
- ・ 重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。
- ・ 「第2章 成長力の強化」（別紙を含む）、「第3章 低炭素社会の構築」、「第4章 国民本位の行財政改革」、「第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行う。

(2) 予算におけるPDCAの強化

- ・ 各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。
- ・ 実績が事前の評価を下回った事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用するなど、適切に対応する。
- ・ 平成21年度予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかについて点検を行う。